中津市社会福祉協議会 共同募金に係る各種団体等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中津市内において社会福祉を目的として、各種団体やボランティアグループ等が実施する様々な社会福祉貢献活動や事業に対し、中津市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、その地域活動の必要性に応じ支援推進のために共同募金を財源とした助成金の交付を行うことに関して必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の助成金を交付する実施主体は、本会とする。

(助成対象団体)

第3条 助成の対象は、中津市内で社会福祉を目的とした地域福祉活動を推進している福祉団体 及び本会に登録しているボランティア団体並びに小学校、中学校、高等学校とする。

(助成対象事業)

- 第4条 この助成金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。
 - (1)一般公募助成事業
 - (2) ボランティア・市民活動団体助成事業
 - (3) 寄り合いの場助成事業
 - (4) ボランティア推進校助成事業(小学校、中学校、高等学校)
 - (5) 住民型有償サービス団体助成事業
 - 2 前項に掲げる事業のうち、以下に該当する事業は対象外とする。
 - (1) 国・県・市及び他の民間機関(財団)等から助成を受けている事業
 - (2) 宗教・政治活動
 - (3) 営利目的となる事業
 - (4) 社会活動でない、趣味・交流事業
 - (5) 第三者への委託及び助成事業
 - (6) その他、本会会長が適切でないと認めた事業

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費については、別途、各要領に定めるものとする。

(助成対象期間)

第6条 助成を受けた日の属する年度内(4月から3月まで)とする。

(助成金額)

第7条 助成金額は、助成対象事業の実施に要する経費(賃金及び食料費は除く)で、千円未満の端数を切り捨てた額とし、第4条で規定する各事業の助成金額は、別途、各要領で定めるものとする。尚、助成は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。

(助成金の申請)

- 第8条 助成を受けようとする団体の申請は、助成金交付申請書(様式第1号)を本会が定める期日までに本会会長へ提出する。但し、次の各号に該当するものは申請受理から除外する。
 - (1) 他機関等からの補助や助成を受けている活動

(2) 営利・政治・思想・宗教の目的で行われる活動

(審査)

第9条 審査については、大分県共同募金会中津市共同募金委員会審査委員会設置規程に基づく 審査委員会(以下「審査委員会」という。)にて行い、審査結果を本会会長に提出する。

(内示及び決定)

第10条 本会会長は、前条による審査結果に基づき決定し、申請団体に対して助成金内示通知書(第2号様式)により本会の会長が通知する。なお助成金の決定は、共同募金配分金の確定後、助成金決定通知書(第3号様式)により本会の会長が通知する。また決定をうけた助成団体は助成決定通知書に従い請求書(第4号様式)を作成の上、本会会長に請求する。

(事業の報告)

- 第11条 本会が決定し、助成金に係る当該年度の事業及びそれに係る支出額を精算して、事業終了後、1か月以内に本会会長に対して、次の各号に定める書類を提出しなければならない。
 - (1) 完了報告書(第5号様式)

原則、領収証の写しを添付すること。また、事業の目的に従い決定された助成金額は全て精算し、年次繰り越しは認めない。事業未実施等のため残金がある場合、その金額を本会に返還する。

前年度の完了報告書が未提出の場合、返還を求めるものとする。また、これにより返還した場合は、次年度の助成金の交付申請はできないものとする。

- (2) 事業実績報告書
- (3) 収支決算報告書
- (4) その他、本会が必要とする書類

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成18年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成21年3月 1日から施行する。
- この要綱は、平成26年6月26日から施行する。